

「税金及び公共料金の支払い方法についてキャッシュレス決済を導入してほしい」とのご意見について回答いたします。

令和2年9月25日 掲示

本市におきましては、今般の国によるキャッシュレス化の推進、コロナ禍における非対面型の収納及び納税者の利便性、収納機関の効率性などを見極めながら、様々な収納チャネルの導入について検討して参りました。

ご指摘いただきましたキャッシュレス決済による収納方法につきましては、本市の収納代理金融機関である株式会社 足利銀行で取り扱える PayPay 収納 (PayPay 株式会社) 及び LINE Pay 請求書支払い収納 (LINE Pay 株式会社) の導入を検討し、市税 (市県民税普通徴収分、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税) 及び介護保険料普通徴収分、後期高齢者医療保険料普通徴収分に限り、令和3年4月からの導入を目指しております。

なお、上下水道料金等の公共料金につきまして、例えば自宅にいながらスマートフォンで納付書を読み込み、料金を支払うようなキャッシュレス決済につきましては、現時点では導入の予定はございませんが、今後、県内各自治体や国の動向を注視してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【回答に関する問い合わせ先】

(税金について)

財務部 収納対策課 収納管理係 TEL : 0287 (23) 8639

(上下水道料金について)

建設水道部 水道課 管理係 TEL : 0287 (23) 8713

令和2年9月25日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL : 0287 (23) 8700